

民生

民生

1	社会福祉	75
2	社会福祉事業団	77
3	生活保護	78
4	児童・母子福祉	80
5	身体障害者福祉	86
6	精神薄弱者福祉	88
7	老人福祉	91
8	同和対策事業	97
9	医療費助成制度	101
10	失業対策事業	102
11	国民健康保険	103
12	国民年金	105
13	戸籍・住民	107
14	住民組織	108
15	住居表示整備 事業実施状況	109
16	交通安全対策	110
17	市営駐車場	114

1 社 会 福 祉

(1) 民 生 委 員

ア 地区別民生委員数（定数772人）

（昭57.4.1現在）

地区 性別	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	142	80	50	56	38	366
女	165	80	21	103	32	401
計	307	160	71	159	70	767

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

（下部組織）

- 推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会を置く
- 準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

（準備会委員）

- 準備会は委員9人以内をもって組織する
- 委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの内から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区母子会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生・児童委員報償金

総務 年額38,000円 委員 年額33,000円 （このほか各委員に35,000円県より支出）

市電（全線バス）、市バス及び各社バス乗車券年額4,000円相当

民生委員協議会運営交付金 年額4,246千円

特別旅費（大会等出席旅費） 年額145千円

民
生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭57.4.1現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	南千反畑町10番7号	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市母子会	板倉アキノ	新屋敷1丁目15番7号	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連 合 会	坂梨 日露	花畑町3番1号	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	平木 清人	紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	沢田 一精	水前寺6丁目 熊本県援護課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	紺屋今町46番地	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	水前寺3丁目37番16号	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 碩	渡鹿6丁目6番40号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	島崎 隆	本荘5丁目15番12号	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水禁日本国民会議熊本県協議会	川村 継義	九品寺1丁目17番9号	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷1丁目2番37号	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	南千反畑町10番7号	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1番1号	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊飽肢体不自由児父母の会	井上 洋一	健軍町3373番地23	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者育成会	河北 靖夫	紺屋今町46番地	熊本市の精神薄弱者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	多門 文雄	西唐人町35番地	組織強化並びに親睦・生活向上・自立更生・社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	松本 孝治	大江町大字渡鹿768番地	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育所連盟	角野 義男	手取本町8番3号	保育事業の健全な発展、保育関係者の資質の向上を図る
社团法人 熊本市保育園協会	岩男 保誓	手取本町8番3号	保育園の代表者が会員となり、保育園の資質の向上と保育園職員の福利厚生を図り、もって乳幼児保育の振興に寄与することを目的とする
法人 熊本市社会福祉事業団	星子 敏雄	花畑町3番1号	熊本市が設置する社会福祉施設の運営を適切、かつ、能率的に行なうことにより、熊本市における社会福祉の増進に寄与することを目的とする

2 社会福祉事業団

名 称	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
設 立 年 月 日	昭和57年3月23日
目 的	事業団は、民間の活力を結集して、熊本市が設置する次の社会福祉施設の運営を適切、かつ、能率的に行うことにより、熊本市における社会福祉の増進に寄与することを目的とする
運 営 管 理 する 施 設 と 事 業	(1) 第1種社会福祉事業 ○ 熊本市はなぞの学苑（精神薄弱者更生施設）の受託経営 ○ 熊本市母子寮（母子寮）の受託経営 (2) 第2種社会福祉事業 ○ 熊本市中央老人福祉センター ○ 熊本市東老人福祉センター ○ 熊本市西老人福祉センター ○ 熊本市南老人福祉センター ○ 熊本市北老人福祉センター } の受託経営 (3) 施設外事業として「老人の生きがいと創造の事業」の受託運営
役 員	理事 12名 監事 2名 理 事 長 熊 本 市 長 副理事長 助 役 常務理事 前市民局長 理 事 市議会代表理事・民間学識経験者理事・社会福祉事業関係理事・市関係職員理事 監 事 収入役・民間学識経験者
事務所の所在地	熊本市花畑町3番1号
資本金及び資金	基本財産 3,000千円（市出資金） 運用財産 7,000千円（市出資金） 事業資金は、市からの委託料、補助金及び預金利子その他の資金をもってあてる

3 生活保護

(1) 保護状況

区分 \ 年度		52	53	54	55	56
生活 扶助	世帯	3,741	3,890	4,009	4,092	4,303
	人員	7,407	7,699	7,975	8,135	8,561
	金額(千円)	1,876,337	2,168,504	2,349,445	2,543,054	2,878,156
住宅 扶助	世帯	2,951	3,093	3,210	3,348	3,580
	人員	5,793	6,086	6,300	6,538	7,016
	金額(千円)	257,083	318,146	390,971	471,474	556,064
教育 扶助	世帯	781	816	884	865	925
	人員	1,298	1,354	1,438	1,424	1,522
	金額(千円)	54,375	62,020	75,398	81,960	93,000
医療 扶助	世帯	4,371	4,519	4,778	4,785	4,898
	人員	5,867	6,746	6,345	6,381	6,601
	金額(千円)	4,300,834	5,154,551	5,826,463	5,586,469	5,946,265
出産 扶助	世帯	1.3	2.3	1.9	1.8	0.6
	人員	1.3	2.3	1.9	1.8	0.6
	金額(千円)	455	1,018	602	750	352
生業 扶助	世帯	8.6	9	9.8	7.0	9.4
	人員	8.6	9	9.8	7.0	9.5
	金額(千円)	2,859	2,518	2,225	2,530	2,310
葬祭 扶助	世帯	12.9	11.4	13.8	11.5	12.7
	人員	12.9	11.4	13.8	11.5	12.7
	金額(千円)	9,264	9,667	12,575	13,503	13,748
保護施設事務費(千円)		52,395	56,788	61,922	72,357	82,482
実 数	世帯	5,044	5,234	5,386	5,371	5,550
	人員	8,847	9,184	9,484	9,529	9,920
	金額(千円)	6,553,607	7,773,212	8,719,601	8,772,097	9,572,377

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

区分 \ 年度	52	53	54	55	56
市	17.58 ‰	18.00 ‰	18.39 ‰	18.24 ‰	18.63 ‰
県	17.46	18.25	17.62	16.95	16.89

(3) 保護措置状況

年度 区分	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6
申 請 件 数	1,109	1,296	1,143	1,130	1,219
開 始 件 数	973	1,086	984	976	1,012
却 下 件 数	112	170	187	155	202
廃 止 件 数	853	865	994	878	867

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和56年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が働いている世帯	常 用 勤 労 者	221	4.0 %
	日 雇 労 務 者	190	3.4
	内 職 者	63	1.1
	そ の 他 の 就 業 者	118	2.1
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		335	6.0
働いている者のいない世帯		4,623	83.4
合 計		5,550	100

(5) 生活保護施設

(昭57.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	本 山 一 人	春日5丁目17番36号	昭35.12	60
授 産	友愛授産場	"	吉 田 義 順	壺川2丁目1番57号	昭28.12	30
医療保護	イエズス聖心病院	"	村 田 初 子	上林町3番56号	昭27.4	96

4 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
53	公立	1,681	1,649	1,360	82.4	289
	私立	7,247	7,122	5,988	84.0	1,134
	計	8,928	8,771	7,348	83.7	1,423
54	公立	1,586	1,575	1,363	86.5	212
	私立	7,227	7,207	6,366	88.3	841
	計	8,813	8,782	7,729	88.0	1,053
55	公立	1,625	1,603	1,421	88.6	182
	私立	7,269	7,263	6,790	93.4	473
	計	8,894	8,866	8,211	92.6	655
56	公立	1,500	1,487	1,390	93.4	97
	私立	7,473	7,459	7,036	94.3	423
	計	8,973	8,946	8,426	94.1	520
57	公立	1,407	1,405	1,346	95.8	59
	私立	7,381	7,372	7,007	95.0	365
	計	8,788	8,777	8,353	95.1	424

(2) 年齢別保育所措置状況

(昭57.4.1現在)

区分	保育所数	定数	年齢別措置件数					
			0才	1才	2才	3才	4才	5才
公立	19	1,650	19	96	164	300	370	397
私立	89	7,289	178	737	1,155	1,519	1,744	1,674
計	108	8,939	197	833	1,319	1,819	2,114	2,071

(3) 保育所徴集金基準額

(昭57.5.1現在)

世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)		
				3才未満児	3才以上児	
					3才児	4才以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0円	0円	
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0	0	
C階層	1	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	6,750 (3,370)	4,550 (2,270)	
	2	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	7,400 (3,700)	5,200 (2,600)	
	3	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	8,450 (4,220)	6,250 (3,120)	
D階層	1	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が3,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が3,000円未満である世帯	9,250 (4,620)	7,050 (3,520)	
	2	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	10,900 (5,450)	8,700 (4,350)	
	3	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	13,050 (6,520)	10,900 (5,450)	
	4	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	17,600 (8,800)	15,550 (7,770)	
	5	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	22,550 (11,270)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	6	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	27,950 (13,970)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	7	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	35,900 (17,950) (23,350)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	8	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	9	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	10	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	11	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が240,000円以上270,000円未満である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が240,000円以上270,000円未満である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)
	12	A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が270,000円以上である世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が270,000円以上である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	20,080 (10,040)	16,730 (8,360)

(注)

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額

ただし、D階層の7、8、9、10、11、12の3才未満児の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる

()内上段の数値 3才未満児が2人以上入所している場合、その2人目以降に適用される額

()内下段の数値 3才未満児と3才以上児とが入所している場合、3才未満児に適用される額

- ② 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2

(4) 助 成

ア 助成金支出状況 (昭和57年度予算)

熊本市保育所連盟助成金
年額 3,800千円

私立保育所補助金
年額 58,000千円

熊本市保育園協会助成金
年額 1,200千円

私立保育所保育時間延長業務補助金
年額 24,551千円

私立保育所障害児保育事業費補助金
年額 4,222千円

第7回「熊本のおそび」ちびっこ県大会補助金
年額 150千円

私立保育所補助基準(昭和57年度)

定 員	3才未満児	3才児	4才以上児
60以下	1,180円	620円	560円
61~90	1,050	490	430
91~120	1,000	440	370
121~150	990	430	360
151以上	970	420	350

イ 保育所建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助(負担)基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額

補 助 率			
新 築 等		増 改 築	
市長が措置権者である場合	そ の 他	市長が措置権者である場合	そ の 他
4分の1	—	4分の1	—

年額 11,335千円(昭和57年度予算)

ウ 無認可保育所助成 (昭和51年12月1日開始)

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 10カ所、195千円(昭和57年度予算)

エ 無認可夜間保育所助成

助成内容 職員研修費

助成状況 6カ所、78千円(昭和57年度予算)

(5) 児童扶養手当

(昭57.4.1現在)

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	2,282	260	259	160	243	11	3,215

(注) 月額 1人 29,300円

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

区 分	1級障害児	2級障害児	計
世 帯	433	106	539

(注) 月額 1人……
 1級 36,000円
 2級 24,000円

(6) 施 設

(昭57.4.1現在)

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助産	熊本産院	熊本市	星子 敏雄	本山町427番地	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市母子寮	社会福祉法人	”	大江6丁目1番50号	”26.8	18(世)
”	友愛会	”	佐藤 義昭	壺川2丁目1番57号	”23.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐 国男	本荘2丁目3番8号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷 総一郎	神水1丁目14番1号	"25.4	15

ウ 養護施設

慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	潮谷 総一郎	渡鹿5丁目9番12号	昭23.5	90
菊水学園	"	松本 孝治	大江町大字渡鹿1768番地	"25.10	80
藤崎台童園	"	尾里 一清	古京町3番5号	"24.3	70
竜山学苑	"	上村 宏洸	龍田町上立田915番地	"23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛育学園	社会福祉法人	坂本 次人	清水町大字新地720番地	昭38.12	80
大江学園	"	塘林 恭介	大江町大字渡鹿30番地	"40.6	90
仁愛ひかり園	"	穴戸 春雄	薄場町295番地7	"45.11	(通園)30

オ 教護院

清水ヶ丘学園	熊本県	桜井 吉松	清水町大字打越476番地	明42.2	60
--------	-----	-------	--------------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山口 拓爾	新生2丁目	昭28.7	60
----------	--------	-------	-------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊本県	村上 慧	渡鹿3丁目15番12号	昭33.8	30
--------	-----	------	-------------	-------	----

ク 保育所

公立

施設名	定員	職員数			所在地	施設名	定員	職員数			所在地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
本荘保育園	130	10	3	13	本荘6丁目	春日保育園	90	7	2	9	春日1丁目
寺原 "	70	5	3	8	坪井5丁目	清水 "	90	7	2	9	清水本町
横手 "	100	8	3	11	横手2丁目	中島 "	60	5	2	7	沖新町
白山 "	90	6	3	9	白山2丁目	幸田 "	90	7	3	10	御幸笛田町
京塚 "	110	9	3	12	健軍町	健軍 "	100	9	3	12	健軍2丁目
京町台 "	90	6	3	9	池田1丁目	水前寺 "	90	8	3	11	水前寺公園
城東 "	90	6	2	8	水道町	熊本乳児 "	60	16	4	20	水道町
池上 "	90	7	2	9	池上町	黒髪乳児 "	60	9	4	13	黒髪2丁目
小島 "	90	5	3	8	小島下町	麻生田 "	90	11	2	13	清水町大字麻生田
大江 "	60	6	2	8	大江6丁目	計19カ所	1,650	147	52	199	

私 立

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
白 羊 保 育 園	90	7	4	11	島崎3丁目	大 光 保 育 園	60	5	2	7	画図町大字所島
黒 髪 幼 愛 園	200	16	4	20	黒髪2丁目	くすの実 //	120	10	3	13	楠4丁目
愛 光 幼 児 園	60	6	3	9	新大江2丁目	千 草 //	90	9	3	12	萩原町
城 高 保 育 園	60	5	3	8	城山大塘町	こずえ //	90	10	3	13	八島町
みのり //	60	6	2	8	本荘3丁目	光 輪 //	60	6	2	8	秋津町沼山津
双 葉 //	90	9	3	12	本荘2丁目	つくし //	45	8	3	11	花園5丁目
城 南 幼 愛 園	90	8	3	11	春日町	エンゼル //	90	7	4	11	健軍町
のぞみ保 育 園	90	7	3	10	若葉2丁目	城 山 //	60	6	2	8	城山上代町
友愛会 //	60	6	3	9	壺川2丁目	やまびこ //	45	6	2	8	尾ノ上2丁目
聖 母 幼 愛 園	120	8	4	12	南町	こまどり //	90	8	2	10	長嶺町
ひかり 幼 児 園	120	10	4	14	大江2丁目	むつみ //	90	7	3	10	楠1丁目
ひばり保 育 園	120	11	4	15	健軍町	第二森下 //	90	6	3	9	近見町
旭 //	150	9	4	13	近見町	さくらぎ //	60	6	3	9	花立3丁目
かっぱ //	150	13	3	16	保田窪1丁目	武蔵ヶ丘 //	90	7	3	10	武蔵ヶ丘1丁目
マリア //	90	6	3	9	水前寺4丁目	日 向 //	60	7	3	10	戸島町
報 徳 //	90	7	3	10	池田2丁目	御幸こばと //	90	7	3	10	御幸笛田町
小 積 //	90	7	3	10	新南部町	田 迎 //	90	7	4	11	田迎町大字良町
瑩 光 //	60	5	4	9	花園6丁目	さつきヶ丘 //	60	5	3	8	龍田町上立田
ひまわり //	60	7	2	9	新大江1丁目	第二エンゼル //	90	7	4	11	健軍町
秋 津 //	90	7	3	10	桜木1丁目	熊本すみれ //	60	6	3	9	池亀町
若 葉 幼 愛 園	90	6	3	9	池上町	やまなみ //	90	9	3	12	戸島町
中島かおる保 育 園	90	7	4	11	中島町	松 尾 //	60	5	4	9	松尾町
有 明 保 育 所	60	4	2	6	小島下町	第二旭 //	60	5	3	8	近見町
藤崎台保 育 園	60	5	3	8	古京町	日の出 //	60	7	3	10	桜木3丁目
城 北 //	120	10	4	14	清水町大字新地	せきれい //	60	6	3	9	健軍5丁目
仁 愛 幼 育 園	210	12	6	18	薄場町	こじか //	60	5	3	8	南高江町
ぎんなん保 育 園	90	7	3	10	京塚本町	清水ヶ丘 //	60	6	3	9	清水町大字兎谷
川 尻 //	90	8	3	11	川尻町	第二画図 //	45	8	2	10	出水4丁目
つぼみ //	120	10	4	14	国府本町	仁愛第二幼 育 園	90	7	3	10	白藤町
シオン //	60	12	3	15	新町4丁目	出 仲 間 保 育 園	60	6	3	9	田迎町大字出仲間
くるみ //	90	8	3	11	渡鹿6丁目	なぎさ //	60	5	3	8	江津1丁目
仁 愛 乳 児 園	90	13	3	16	春日4丁目	あゆみ //	60	6	3	9	龍田町弓削
木の実保 育 園	90	7	3	10	西原2丁目	カトレア //	60	5	3	8	若葉6丁目
すぎの子 //	90	7	3	10	二本木4丁目	上ノ郷 //	60	5	3	8	上ノ郷町
天使の園 //	90	10	4	14	渡鹿1丁目	木の葉 //	60	6	2	8	石原町
きよめ //	60	8	3	11	国府2丁目	たつだ //	60	6	3	9	龍田町弓削
はけみや //	60	5	4	9	清水町大字高平	つばめ //	60	5	4	9	長嶺町
九品寺 //	90	7	3	10	九品寺5丁目	日 吉 //	60	6	2	8	十禅寺町
画 図 //	60	6	3	9	画図町大字下江津	にれの木 //	60	6	3	9	清水町大字楡木
二 岡 //	120	8	3	11	戸島町	力合さくら //	45	5	3	8	合志町
広 福 //	60	6	3	9	長嶺町	リズム 幼 育 園	60	6	3	9	御幸笛田町
小 山 //	90	7	3	10	小山町	まんどく保 育 園	45	5	3	8	清水町大字万石
供 合 //	114	8	4	12	上南部町						
森 下 //	120	8	2	10	南高江町						
第二桜ヶ丘 //	90	9	2	11	世安町						
本妙寺 //	90	9	2	11	花園4丁目						
帯 山 //	90	7	3	10	健軍町						
計 89カ所						計 89カ所	7,289	644	274	918	
公私立計108カ所						公私立計108カ所	8,939	791	326	1,117	

ケ 児 童 館

東部児童館

所 在 地 熊本市錦ヶ丘1番1号
設 置 主 体 熊本市
開 設 年 月 日 昭和52年9月 1日
構 造 鉄筋2階建
敷 地 面 積 8,205 m²
建 物 面 積 273.23 m² (占用部分)
着 工 昭和51年9月24日
完 工 昭和52年6月20日
建 設 費 45,000千円

龍田児童館

所 在 地 熊本市龍田町弓削1192番地41
設 置 主 体 熊本市
開 設 年 月 日 昭和54年7月 5日
構 造 鉄筋2階建
敷 地 面 積 5,380 m²
建 物 面 積 270.00 m² (占用部分)
着 工 昭和53年9月 6日
完 工 昭和54年3月31日
建 設 費 48,582千円

幸田児童館

所 在 地 熊本市御幸笛田町409番地1
設 置 主 体 熊本市
開 設 年 月 日 昭和57年6月 1日
構 造 鉄筋2階建
敷 地 面 積 5,578 m²
建 物 面 積 347.30 m²
着 工 昭和56年9月14日
完 工 昭和57年3月31日
建 設 費 90,067千円

西原公園児童館

熊本市九品寺4丁目24番4号
熊本市
昭和53年8月 1日
鉄筋3階建
6,386 m² (西原公園面積)
303.39 m²
昭和53年1月 4日
昭和53年7月11日
52,585千円

託麻児童館

熊本市長嶺町541番地1
熊本市
昭和56年6月 1日
鉄筋2階建
5,877 m²
300 m² (占用部分)
昭和55年9月16日
昭和56年3月31日
75,676千円

5 身体障害者福祉

(1) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け、各界の代表53名を「身体障害者福祉モデル都市推進協議会」の委員に委嘱。

協議会に民間施設、公共施設、広報の三部会を設けて、各身体障害者団体の意見、要望をもとにして昭和52年度までに46,440千円の事業を行った。

道路交通安全施設の整備

歩道の段差除去	総延長 3,623 m
歩道盲人用カラーブロック、点字紙誘導帯の設置	" 3,623 m
盲人用音響式信号機の設置	10カ所
聴覚障害者用交通安全標識設置	20本

公共施設の構造設備の改造

市庁舎及び市民会館内に点字カラーブロック、スロープ、自動ドア、専用トイレ、手すりを設置
熊本城、陸上競技場、水辺動物園に身体障害者専用トイレ4カ所を設置

公共施設に車椅子の配備

市庁舎及び出先機関14カ所に42台を配備

簡易入浴事業

寝たきりの重度身体障害者のため中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車1台により看護婦付添で迎送

広報活動

聴覚障害者が安心して他所を訪問できるよう「聴覚障害者カード」と「竜の子マーク」をつくり配布
一般市民に対する普及啓もうとしては「市政だより」や各種会合を利用して広報を行うとともに各民間企業、行政機関や団体等に、施設設備の改善、待遇の改善等について協力を依頼、また小学校低学年のための福祉副読本の編集を委託

(2) 障害者の実態

(昭和56年度)

障害別	年 齢	18才未満	18才以上	計
視 覚 障 害		33	1,851	1,884
聴覚又は平衡機能障害		134	1,562	1,696
言 語 機 能 障 害		3	95	98
肢 体 不 自 由		302	6,523	6,825
内 部 疾 患		64	775	839
計		536	10,806	11,342

(3) 身体障害者更生援護状況

(昭和56年度)

障 害 別	区 分	取 扱 実 人 員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
			国 鉄		自動車	補 装 具	職生 業活 及指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
			単 独 用	介 護 用	単及介 護 独び用							
視 覚 障 害		646	242	359	62	62	106		19	520	101	98
聴 覚 障 害		521	252	247	56	107	45			450	85	78
言 語 機 能 障 害		19	8		2		1			8	11	11
肢 体 不 自 由		2,468	729	158	128	358	365	7	120	1,590	421	409
内 部 疾 患		597			9		121	148		310	132	126
計		4,251	1,231	764	257	527	638	155	139	2,878	750	722

(4) 障害者住宅整備資金融資（昭和54年4月1日開始）

目 的 障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者向けに住宅を整備するために必要な資金を貸し付けることにより、障害者の居住環境の改善増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,200千円

貸付条件 年率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 障害者又は障害者と同居している者で市内に居住し、障害者向けに居室等を増改築又は改造しようとする者

57年度予算 貸付金 24,000千円

(5) 福祉バス（昭和53年度開始）

目 的 身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員21人で、このうち4人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置さらに56年度はミニ福祉バス（定員8～9人内車椅子2人）1台を購入して身体障害者の福祉の増進を図る

対 象 者 本市在住の身体障害者手帳所持者

事業内容 市長が適当と認めた更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業等に無料で運行する

対象者数 11,000人

57年度予算 2,505千円

(6) 身体障害者家庭奉仕員制度

（昭57.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
10	51	19,346千円	105,600円

（注） 昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(7) 身体障害者相談（昭和56年度）

相談員 30人（県費20人、市費10人）

相談件数 920件

委託料 月額1,300円

(8) 心身障害者扶養共済制度（昭和45年4月1日開始）

目 的

心身障害者の保護者が死亡又は障害者となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするものである

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者

加入者

心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの）であつて、原則として65才未満の者とする

保険料

年 齢 区 分		掛 金 月 額
35才未満の者		1,000 円
35才以上	45才未満の者	1,300
45 "	50 "	3,200
50 "	55 "	4,100
55 "	60 "	5,300
60 "	65 "	6,800

給付金

加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円の年金を支給する

加入後1年以上の者で、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する

(9) 市民福祉特別手当

(昭和57.4.1現在)

手 当 の 種 類	支 給 要 件	金 額 (年 額)	人 員
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000 円	1
中度心身障害児手当	" 3級4級 " 50以下の "	3,000	0

(注) 障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(10) 施 設

(昭和56年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター	熊 本 県	古 木 幸 夫	長嶺町 2255 番地 333	昭 28.9	入所 60 通所 10

6 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児（者）の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児（者）及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室 長 1人 家庭相談員 2人

(精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務) 婦人相談員 2人

事 務 職 員 3人

技師（看護婦） 1人

嘱 託 医 2人（嘱託料1人月額20,000円）

ウ 利用状況（昭和56年度）

障害別区分

障害	性別	男	女	計
精神薄弱	軽度	147	82	229
	中度	242	181	423
	重度	279	205	484
	最重度	302	204	506
	重症心身障害	23	17	40
言語機能		12	6	18
性格行動問題		30	11	41
精神身体障害		30	38	68
その他		23	21	44
計		1,088	765	1,853

年齢別区分

年齢	性別	男	女	計
0才～5才		253	122	375
6～12		243	129	372
13～15		79	38	117
16～20		111	68	179
21才以上		402	408	810
計		1,088	765	1,853

エ 措置指導状況

（昭和56年度）

種別	性別	生活	教育	施設	職業	医療	その他	計
	男	362	24	166	16	75	445	1,088
	女	257	21	123	1	48	315	765
	計	619	45	289	17	123	760	1,853

(2) 心身障害児（者）家庭奉仕員

（昭57.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	奉仕員報酬1人当月額
6人	17世帯	105,600円

（注）昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 職親制度（昭57.4.1現在）

職親登録	19事業所
職親委託数	4人
委託料	1人月額 10,000円

(4) 精神薄弱者相談（昭和56年度）

相談員	15人
相談件数	1ヵ月 61件（平均）
委託料	1人月額 1,300円

(5) 精神薄弱者援護施設入所措置状況

(昭57.4.1現在)

施設種別	施設名	定員(重度)	措置人数
更生施設	もみきの園(熊本市)	60(20)	26
	ろき山寮(本渡市)	90(30)	16
	なぎさ丘学園(牛深市)	60(20)	8
	つじヶ丘学園(球磨郡)	60(20)	3
	清南香海園(下益城郡)	40	5
	南みれ園(本渡市)	60(20)	9
	高迎森寮(鹿本郡)	60(30)	11
	第2幸明学園(阿蘇郡)	50(30)	14
	精きず川寮(泗水町)	30	5
	わらび学園(上益城郡)	50(30)	5
	赤太陽の園(玉名郡)	40	7
	天水生命学園(天草郡)	50(20)	6
	城南聖母の園(八代市)	30(17)	3
	深き十字架の園(菊池市)	30	6
	コローニ雲仙更生寮(福岡県)	100	5
		60(30)	5
		40	6
		30	4
		50	1
		50(20)	1
授産施設	蓮雲の実団地(福岡県)	60	1
	仙福祉牧場(長崎県)	50	5
	仁愛事業所(熊本市)	30	21
	仁愛和光学園(熊本市)	40	8
	ゆきぞの里(下益城郡)	50	5
	阿蘇くんわの荘(阿蘇郡)	50	12
	健第2康坂園(福岡県)	60	3
	荒尾市小岱作業所(福岡県)	50	3
計		60	4
			収容187 通所21

(6) 施設

ア 精神薄弱者通所更生施設

名称 はなぞの学苑
 所在地 熊本市花園7丁目12番15号
 設置主体 熊本市
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和57年5月1日
 建物構造 鉄骨造2階建
 敷地面積 1,948.79㎡
 建物面積 延805.65㎡
 建設費 152,987千円
 定員 50人
 主な設備 (1F) 食堂、医務室、更衣室、木工室、セメント作業室、シャワー室、厨房、事務室
 (相談室含)、洗面所
 (2F) 調理実習室、和室(倉庫含)、紙器工作室、生活指導室、娯楽室、会議室(倉庫、ステージ、放送室)

イ 熊本市福祉センター希望荘

所在地 熊本市大江5丁目1番15号
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
 開設年月日 昭和55年6月1日
 建物構造 鉄筋コンクリート地上3階(1部塔屋4階)
 敷地面積 898㎡
 建物面積 延1,232.23㎡
 主な設備 (1F) 憩いの間、相談室、ボランティア控室、湯沸室、身障便所、事務室、管理人室
 (2F) 音楽室(防音)、生花・着付研修室、料理実習室、大ホール(防音・映写装置)
 湯沸室、身障便所
 (3F) プレイルーム、大会議室、和室、湯沸室
 建設費 270,249千円

7 老人福祉

(1) 老人数

(昭56.10.1現在推計)

区 分	人 数
65才～69才	16,868
70才以上	30,852
計	47,720

(2) 措置状況

(昭57.4.1現在)

区 分	施設数(県内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	38	2,070	319
特別養護老人ホーム	28	2,513	182
計	66	4,583	501

(3) 老人健康診断実施状況

区分 \ 年度	52	53	54	55	56
対 象 人 員	39,221	42,944	42,950	46,050	47,720
受 診 人 員	9,659	11,368	12,238	13,864	15,339
受 診 率 (%)	24.6	26.5	28.5	30.1	33.3
経 費 (円)	15,453,977	20,686,907	24,749,099	30,705,088	38,969,681

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度

(昭57.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
26人	108世帯	50,172千円	105,600円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成

区 分 \ 年 度	52	53	54	55	56
老人クラブ助成対象数	333	346	357	362	373
会 員 数	21,150	22,040	22,768	22,901	24,233
助成金支出額(円)	15,588,000	16,492,000	17,016,000	17,328,000	19,665,000

助成基準 50人以上が登録し、9カ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額4,000円

イ 健康増進助成金 年額5,000円

ウ 老人クラブ結成助成

金額 1クラブ当たり 5,000円
件数 10件(昭和56年度)

(6) 施設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番7号
設置主体 熊本市
経営主体 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和50年9月2日
構造 鉄筋2階建
敷地面積 541㎡
建物面積 延496㎡
建設費 5,143.5千円
開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週
月曜日及び祝日)
使用料 浴室使用料 20円
定員 200人
主な設備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市健軍町4798番地
熊本市
熊本市社会福祉事業団
昭和46年4月1日
木造瓦葺平屋建
330㎡
延208.7㎡
8,445千円
午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び
祝日)
浴室使用料 20円
100人
集会・娯楽室 1、図書室 1
娯楽室 1、浴室 1

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町4番地
設置主体 熊本市
経営主体 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和49年7月10日
構造 木造平屋建
敷地面積 3,400㎡
建物面積 延252㎡
建設費 25,875千円
開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週
木曜日及び祝日)
使用料 浴室使用料 20円
定員 100人
主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理入室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町1368番地1
熊本市
熊本市社会福祉事業団
昭和49年6月27日
木造平屋建
410㎡
延264㎡
24,486千円
午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び
祝日)
浴室使用料 20円
100人
集会室1、談話室1、娯楽室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理入室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号

設置主体 熊本市

経営主体 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和48年10月22日

構造 鉄筋平屋建

敷地面積 2,961㎡

建物面積 延296㎡

建設費 24,300千円

開館日時 午前9時～午後5時（休館日は毎週水曜日及び祝日）

使用料 浴室使用料 20円

定員 100人

主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1、図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室2

利用状況

(昭和56年度)

区分 \ 施設名	中央	東	西	南	北
利用者	4,4617	10,971	9,849	16,189	9,177
1日平均利用者	148	37	33	54	30
使用料収入(円)	388,220	170,000	179,840	259,140	130,900

イ 養護老人ホーム

名称 明生園

所在地 熊本市花園7丁目19番1号

経営主体 熊本市

開設年月 昭和54年10月

種別 養護老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート瓦葺2階建、一部平屋建

敷地面積 13,159.9㎡

建物面積 延3,231.24㎡

建設費 459,080千円

定員 120名

主な設備 集会所、談話室、作業室、医務室、静養室、浴室、洗濯室、面会室、全館冷暖房設備
防火設備、ソーラーシステム給湯設備

措置状況

(昭和56年度)

区別 \ 性別	男	女	計
熊本市(市費)	506	672	1,178
熊本県(県費)	36	24	60
計	542	696	1,238

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	開設年月	構 造	敷地面積	建物面積	建設費	定 員
龍 寿 荘	龍田町上立田1085番地3	48.10	木造平屋	1,642 ^{m²}	277.2 ^{m²}	5,615 ^{千円}	50 ^人
新地(団地集会所併設)	清水町大字新地1917番地	"	"	—	425	—	30
城山半田老人憩の家	城山半田町424番地	49.4	"	264	61.37	3,652	50
北水前寺	水前寺3丁目11番27号	49.7	木造2階建	1,322	49.68	3,426	40
黒 髪	黒髪6丁目26番26号	49.10	プレハブ平屋	100	33.88	3,000	30
城 北	清水町大字麻生田1729番地1	"	"	324	58.32	4,500	30
清 水	室園町17番24号	50.1	"	200	58.32	4,500	30
花 園	花園5丁目17番42号	50.2	"	100	38.88	3,000	30
田 迎	田迎町大字出仲間532番地	"	"	528	38.88	3,000	30
尾ノ上	尾ノ上2丁目12番22号	"	"	149	57.08	4,350	50
秋 津	秋津町沼山津1287番地	50.3	木造平屋	495	83.24	7,870	50
春 日	春日5丁目8番21号	50.6	プレハブ平屋	85	39.29	3,000	30
春 竹	萩原町740番地1	50.11	"	362	68.04	4,871	50
出 水	出水5丁目14番6号	51.4	"	125	38.88	3,250	30
託麻西	長嶺町702番地58	51.5	"	125	38.88	3,250	30
大江川つる	大江1丁目36番1号	51.6	"	125	38.88	3,320	30
黒髪西	黒髪3丁目2番27号	51.12	木造平屋	693	59.61	4,335	50
長 嶺	長嶺町3224番地	52.8	"	102	42.0	3,000	30
高平台	津浦町23番47号	52.12	"	157	54.5	4,510	50
日 吉	平田町564番地	"	"	2,970	69.3	5,100	50
桜 木	秋津町沼山津639番地	53.3	"	3,205	63.4	5,000	50
池 上	谷尾崎町891番地	53.4	"	104	49.6	3,750	40
清水北	清水東町9番7号	"	"	149	75	4,994	55
白 坪	蓮台寺町920番地	"	"	865	86	9,515	60
中 島	中島町1810番地	"	"	100	49.6	3,580	40
城山大塘	城山大塘町1143番地	"	"	1,980	60	4,850	50
九品寺	九品寺5丁目4番14号	"	"	77	49.6	3,950	40
神 水	神水1丁目28番1号	53.10	"	3,220	49.68	4,050	40
託麻北	上南部町1186番地	"	"	8,712	49.68	3,740	40
大江東原	大江6丁目12番1号	53.11	木造2階	993	39.60	3,880	30
力 合	荒尾町2番地	"	木造平屋	433	72.84	5,380	50
武 蔵	武蔵ヶ丘2丁目53番地	54.4	"	9,333	49.68	4,330	40
白 山	白山3丁目3番1号	"	"	2,901	49.68	4,250	40
東 町	健軍町3278番地4	"	"	330	72.84	5,224	50
新屋敷	新屋敷3丁目4番20号	"	"	4,734	60.63	4,876	50
託麻東	戸島町3983番地8	55.2	"	2,364	44.71	3,855	35
高野辺田	城山上代町275番地	55.4	"	128	49.68	4,590	40
南高江	南高江町590番地	"	"	812	49.68	4,580	40
弓 削	弓削町832番地3	"	"	175	49.68	4,350	40
楠	楠2丁目1番12号	"	"	476	49.68	4,280	40
龍 田	龍田町上立田689番地	"	"	376	60.63	5,850	50
下南部	下南部町125番地	"	"	1,047	49.68	4,550	40
上熊本	上熊本1丁目9番21号	"	"	231	60.63	5,632	50
下立田	黒髪5丁目218番地	56.1	"	196	72.84	6,450	50
しらかわ台	龍田町弓削荒瀬607番地83	56.4	"	1,937	34.78	4,403	30
城 西	島崎7丁目474番地	"	"	115	41.72	4,450	40
向 山	本山町316番地	"	"	442	49.68	5,085	40
五郎ヶ池	横手3丁目566番地	"	"	368	49.68	5,100	40
春日沖	池上町沖421番地2	"	"	2,580	49.68	4,948	40
御 幸	御幸本部町1081番地1	"	"	277	49.68	4,950	40
渡 鹿	渡鹿1丁目15番1号	"	"	13,054	49.68	4,275	40
亀 継	出水6丁目13番地	"	"	2,965	49.68	4,833	40
池 上	池上町1376番地1	"	"	1,412	49.68	4,456	40
出水南	出水7丁目785番地45	"	木造2階	1,817	67.48	(地元寄贈)	50
小 島	小島町195番地	57.1	木造平屋	261	60.63	6,290	50

(注) 経営主体・熊本市(地元運営委員会に委託)、開館時間 午前9時～午後5時、使用料無料

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	上 原 勇 一	神水1丁目14番1号	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	八 巻 ツ ネ	島崎6丁目1番27号	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	山 本 明	黒髪5丁目23番1号	26. 5	70
〃	熊本めぐみの園	〃	青 木 祐 心	小山町 1781 番地	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	林 宏	神水1丁目14番1号	39. 7	56
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	藤 院 了 幸	小山町 2493 番地	49. 5	88

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員 (見 込)	57年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上、65才以上70才未満	6,000円	2	12,000円
施設入所老人 特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	4	24,000

(8) 敬老祝金（昭和45年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受給資格 88才以上であって、本市に居住している者

金 額 年額 5,000円

支給人員 886人（昭和56年度）

(9) 老人居室整備資金融資（昭和48年4月1日開始）

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,200千円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

57年度予算 貸付金 60,000千円

(10) 老人福祉電話相談（昭和48年4月1日開始）

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 177台（昭和57年4月現在）

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者のいない者

57年度予算 5,830千円

(11) 移動浴槽車（昭和47年11月開始）

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る（熊本市社会福祉協議会へ委託）

車 両 移動浴槽車 1台

搬 送 車 1台

従 事 者 運 転 手 2人

奉 仕 員 2人

看 護 婦 1人

対 象 者 数 35人（1人につき月2回派遣）（昭57.4.1現在）

57年度予算 7,719千円

(12) 電車・バス特別回数券交付（昭和50年7月1日開始）

目 的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対 象 者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く

（心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む）

事 業 内 容 70才以上の老人に敬老優待証及び特別回数券を交付する

電車（市）、バス（市、産交、電鉄、熊本バス）に乗車する際、敬老優待証（心身障害者の場合は手帳）を提示することにより、特別回数券を使用できる

なお、交付する特別回数券は、希望する1社のもので、2,640円相当（心身障害者の場合は1,760円相当）

対 象 者 数 老人 29,500人 身体障害者 3,700人 精神薄弱者 900人

57年度予算 50,000千円

(13) 一人暮らし老人訪問（昭和50年7月1日開始）

目 的 一人暮らし老人を訪問し、声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対 象 者 市内に居住する満65才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問し、安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対 象 者 数 1,313人

訪 問 回 数 週隔日3日

57年度予算 5,476千円

(14) 老人農園（昭和51年度開始）

目 的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10～15㎡程度貸与する（熊本市老人クラブ連合会に委託）

対 象 者 60才以上の老人

農 園 数 7カ所（1カ所当たり 1,000㎡程度）

57年度予算 140千円

(15) ふとん乾燥！（昭和53年度開始）

目 的 65才以上の寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の寝具の無料乾燥事業を行うことにより寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の福祉の増進を図る

対 象 者 第1段階として老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員及び心身障害者家庭奉仕員の派遣先及び移動浴槽車の派遣先の該当者を対象に実施し、その結果をみて一般の寝たきり老人及び重度の寝たきりの心身障害者の世帯に対象を広げていく

事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施

対象者数 250人

57年度予算 613千円

(16) 生きがいと創造の事業（昭和54年度開始）

目 的 希望と能力に応じた生産又は、活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受け、生産又は創造的活動を行う

対 象 者 市内居住のおおむね60才以上の人

作 業 所 熊本市花園7丁目19番1号 明生園内
木造平屋建 58.8㎡

内 容

講 座 名	参 加 者	実 施 回 数
陶 芸	50人	月 4 回
園 芸	30	月 2 回
手 芸	60	月 4 回

8 同 和 対 策 事 業

(1) 概 況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和问题解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域（同和対策対象地域）の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

本市においても、同和対策事業特別措置法の趣旨にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街燈設置事業を、また48年度以降は各種の入園、入学支度金及び就職支度金などの給付事業を実施してきた。

さらに50年12月、市民局に同和対策室が設置され、以後関係各部局と緊密な連携のもとに、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進につとめている。

ことに、生活環境の改善整備の対策としては、51年度に地区道路の舗装事業、52年度には公営住宅の建設及び住宅新築資金の貸付事業などに着手するとともに住民の職業の安定及び教育の充実をはかるための各種の事業の推進も重点的に実施している。

また、社会福祉の向上及び健康増進の対策としては50年度に隣保館を建設し、地域住民の生活の改善向上並びに同和问题の解決に資するためのコミュニティセンターとして各種の事業活動を行い、多くの住民に

活用されている。さらに、52年度には児童館を建設し、児童の健全育成の拠点として活用されている。

一方、同和問題の正しい理解と認識を深めるため、「市政だより」等を通じて広く市民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

また、53年10月「同和対策事業特別措置法」の期限が3カ年延長され、各種事業をさらに推進して来たが、同法が57年3月31日をもって失効したことに伴い、過去13年間にわたる成果を踏まえつつ、なお、残された課題を解決するため、新たな観点を加えた新規立法として「地域改善対策特別措置法」が57年3月の国会で制定され、同年4月1日から5カ年間の有効期間で施行された。

今後の課題としては、同法の趣旨に基づき対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図りつつ、各種の事業を引き続き強力に推進するとともに、実態の把握に努め、更には人権尊重の精神に徹した教育、啓発活動をより一層積極的に展開して、目標達成のため努力する。

(2) 同和地区の概要

- ア 地区数 1地区
イ 地区面積 11.90ha
ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数	性 別 人 口		年 齢		
			男	女	0～5	6～14	15～19
地区全体	694	1,858	887	971	134	184	147
同和関係	446	1,308	610	698	93	134	106

別 人 口				
20～34	35～44	45～59	60～64	65以上
495	287	377	57	177
304	197	288	45	141

エ 混住率 70.4%

オ 生活保護状況

区 分	被保護人員	保 護 率
市 全 体	8,839	18.4 %
地 区 全 体	163	87.7
うち同和関係	141	107.8

カ 所得階層分布

区 分	世 帯 数	構 成 比
生活保護被保護世帯	84	12.1 %
住民税非課税世帯	196	28.2
住民税均等割課税世帯	158	22.7
住民税所得割課税世帯	256	37.0

(注) 昭和50年8月1日現在調査

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 (昭和57年度)	担当 部 局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	29,850	教育委員会事務局
	クレベリン検査等	"		
	教職員の研修	"		
	入園入学支度金（幼稚園及び小、中学校並びに高校、大学）	(大学51)		
	幼稚園保育料	53		
	社会同和教育	48		
	健康増進体力向上	"		
	青少年教育	51		
	子供勉強会（小学生及び中学生）	"		
	奨学金（高校及び大学）	"		
居住環境の整備促進のための施策	街燈設置	47	236,267	福祉部 下水道部 計画部 管理部
	住宅改修資金の貸付	"		
	水洗便所改造	52		
	児童公園整備	"		
	住宅新築資金貸付及び宅地取得資金貸付	53		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の運営	50	51,851	同和対策室 福祉部 衛生部 福祉部
	保育所入所支度金	"		
	高齢者厚生給付金	51		
	葬祭援護金	"		
	心身障害者援護給付金	"		
	新生児出産祝金	"		
	そ族昆虫の駆除	"		
	トラホーム予防特別対策	"		
	結核、がん検診	"		
	保健相談	52		
	乳児栄養強化	"		
	児童館の運営	"		
	老人、身体障害者日常生活用具給付	53		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託料	50	3,156	商工部
	職業訓練校入校支度金	51		
	中学校卒業者就職支度金	48		
	高校卒業者就職支度金	51		
	中高年齢者就職支度金	52		
	職業訓練受講奨励金	"		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	19,326	商工部
	中小企業経営指導	51		
その他総合的な施策	市職員研修	50	9,658	職員部 同和対策室
	同和対策事業の推進と調整	"		
合 計			350,108	

(4) 隣 保 館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティーセンターとして活動することを目的とする。

所 在 地 熊本市本荘4丁目6番6号

設 置 主 体 熊本市

開 設 年 月 日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート2階建（冷暖房設備付）

敷 地 面 積 639.32㎡ 建設総事業費 115,209,505円

建 物 面 積 660㎡ 用地費 29,008,505円

1 階 278㎡ 工事費 80,550,000円

2 階 382㎡ その他の経費 5,651,000円

規 模

1 階			2 階		
区 分	床面積	定 員	区 分	床面積	定 員
生活改善室	44.1㎡	30	集 会 室	181.3㎡	150
教養娯楽室	53.1	30	会 議 室	76.9	50
事 務 室	27.0		学 習 室	20.2	20
相 談 室	23.7		保 健 衛 生 室	19.3	
そ の 他	130.1		そ の 他	84.3	
計	278.0		計	382.0	

利 用 状 況

事業名		年度	53	54	55	56
勉 強 会	小 学 生		2,042 人	2,540 人	2,126 人	2,609 人
	中 学 生		1,348	1,729	1,595	1,188
計 (A)			3,390	4,269	3,721	3,797
着付・組紐	講 座		349	480	244	318
生 花	"		657	628	687	869
手 芸	"		227	134	226	268
茶 道	"		83	133	113	310
民 踊	"		526	419	499	433
料 理	"		33	26		
レクリエーション	"		186	82		
和 裁	"		166	171	62	59
民 謡	"		177	205	202	231
吟 詠	"		47			
書道・ペン習字	"		293	502	271	427
編 物	"		363	345	183	325
園 芸	"		78	107	167	199
教 養	"		98	102	127	62
世 話 人	"		68			
少 年 剣 道			372			
計 (B)			3,723	3,334	2,781	3,501
福祉・職業・経営相談			8	6	22	7
保健衛生相談事業			97	247	312	264
説明会研修会等その他の事業			8,873	8,052	7,959	6,979
計 (C)			8,978	8,305	8,293	7,250
果 計 (A) + (B) + (C)			16,091	15,908	14,795	14,548

9 医療費助成制度

(1) 老人医療（昭和48年1月1日、国により実施）

対象者 本市に居住する70才以上の者
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者
 所得制限

扶養親族 の 数	本人の所得 制限基準額	扶養義務者 } の所得 配 偶 者 } 制限 基準額
0 人	1,086,000 円	5,733,000 円
1 人	1,436,000	5,982,000
1人増すごとに	290,000	213,000

実施状況 件数 412,672件
 経費 3,221,021千円（昭和56年度）

(2) 寝たきり老人医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施）

対象者 本市に居住する65才以上70才未満の寝たきり老人
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者（身体障害が1.2.3級以上程度の者）
 所得制限 上記(1)に同じ
 実施状況 件数 } 上記(1)に含む
 経費 }

(3) 重度心身障害児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 20才未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 420件
 経費 12,012千円（昭和56年度）

(4) 乳児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 乳・児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 7,421件
 経費 141,512千円（昭和56年度）

(5) 重度心身障害者医療費助成（昭和53年10月1日実施）

対象者 20才以上65才未満の障害者（身体障害程度が1級と2級の一部、知能指数20以下の精神薄弱者）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害者

所得制限 世帯全員の所得の合計で、1人世帯5,733,000円に1人増すごとに213,000円を加算した額（老人扶養親族があるときは老人1人につき更に60,000円を加算した額）

実施状況 件数 1,474件（昭和56年度）
経費 117,742千円

10 失業対策事業

(1) 在籍者の動向

区分 年度	年度当初在籍者数				年度末 在籍者数	離 籍 者 内 訳					
	男	女	計	平均年齢		就職	自営業	移管	死亡	その他	計
52	384人	551人	935人	62.9才	906人	0人	24人	0人	6人	転入1人	29人
53	371	536	906	63.7	876	0	23	転出1	7	転入1	30
54	353	523	876	64.4	845	0	20	0	11	0	31
55	334	511	845	65.2	821	0	9	0	14	1	24
56	319	502	821	66.0	615	0	3	0	8	195	206

(2) 厚生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人当たり市より130,000円、県より80,000円、国より60,000円、計270,000円

就職等奨励金支給状況

区 分 \ 年 度			5 2	5 3	5 4	5 5	5 6
熊 本 市	就 職 者	男	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0
	自営開業者	男	1 0	1 1	1 2	7	0
		女	1 4	1 2	8	1	3
	計		2 4	2 3	2 0	8	3
熊 本 県	就 職 者	男	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0
	自営開業者	男	6	2	4	1	0
		女	1	1	3	5	0
	計		7	3	7	6	0
合 計			3 1	2 6	2 7	1 4	3

イ 共済会

失業対策事業に就労する労務者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を図ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり 300円

11 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

（1）世帯数及び被保険者数

区分 \ 年度	52	53	54	55	56
総世帯数	158,783	161,387	164,138	179,304	182,455
被保険者世帯数	59,672	63,294	63,872	65,116	65,854
加入率（%）	37.58	39.22	38.91	36.32	36.09
総人口	504,401	510,339	516,298	525,679	532,023
被保険者数	161,704	167,619	167,528	167,531	168,236
加入率（%）	32.06	32.84	32.45	31.87	31.62

（注） 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

（2）保険料賦課徴収状況

区分 \ 年度	52	53	54	55	56
現年度分					
調定額（円）	3,104,593,340	4,398,374,330	5,807,415,290	6,099,921,090	6,283,682,770
収入済額（"）	2,954,000,979	4,097,400,359	5,361,330,080	5,639,117,951	5,826,253,220
収納率（%）	95.15	93.16	92.32	92.45	92.72
過年度分					
調定額（円）	187,777,695	275,726,900	482,982,908	758,242,788	897,790,277
収入済額（"）	55,594,200	59,842,555	100,980,610	140,012,110	170,397,792
収納率（%）	29.61	21.70	20.91	18.46	18.98
計					
調定額（円）	3,292,372,595	4,674,101,230	6,290,398,198	6,858,163,878	7,181,473,047
収入済額（"）	3,009,595,179	4,157,242,914	5,462,310,690	5,779,130,061	5,996,651,012
収納率（%）	91.41	88.94	86.84	84.27	83.50
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴収回数	12	12	12	12	12
保険料額					
被保険者1人当たり（円）	19,199	26,240	34,665	36,635	37,350
1世帯当たり					
最高（円）	170,000	190,000	220,000	240,000	240,000
最低（"）	6680	10,060	14,040	9,960	9,960
平均（"）	52,028	70,883	90,923	95,025	95,418
保険料率					
所得割（%）	4.90	6.50	7.50	7.50	7.50
均等割（円）	7,000	9,500	13,200	13,200	13,200
平等割（"）	6,400	8,600	11,700	11,700	11,700
賦課割合					
所得割（%）	59.00	61.88	60.93	65.04	65.78
均等割（"）	30.72	28.43	29.18	26.04	25.39
平等割（"）	10.28	9.69	9.89	8.92	8.83

(3) 給付状況

区 分 \ 年 度		5 2	5 3	5 4	5 5	5 6
給 付 割 合	世 帯 主(割)	7	7	7	7	7
	家 族(＃)	7	7	7	7	7
療 養 諸 費	件 数	1,030,169	1,049,483	1,101,491	1,151,396	1,186,635
	費 用(円)	14,042,743,102	17,303,259,497	19,699,505,189	21,786,504,869	24,077,032,537
助産費	件 数	1,917	1,896	1,831	1,866	1,791
	費 用(円)	92400,000 10月より(60,000)	111,720,000 (60,000)	119,960,000 10月より(80,000)	149,180,000 (80,000)	151,055,950 3月より(100,000)
葬祭費	件 数	1,187	1,268	1,333	1,388	1,447
	費 用(円)	10,995,000 10月より(10,000)	12,580,000 (10,000)	13,330,000 (10,000)	20,275,000 (15,000)	21,620,000 (15,000)
給付費 合 計	件 数	1,033,273	1,052,647	1,104,655	1,154,650	1,189,873
	費 用(円)	14,146,138,102	17,427,559,497	19,832,795,189	21,955,959,869	24,249,708,487
は り きゅう あんま 施 術	件 数	80,466	86,386	69,984	97,069	98,244
	費 用(円)	48,279,600 (600)	63,062,250 (730)	78,987,720 (840)	81,537,960 (840)	87,322,390 5610月より(950)

(注) ()内は1件当たり給付額、昭50.10.1あんま施術 実施

(4) 診療費・諸率

区 分 \ 年 度		5 2	5 3	5 4	5 5	5 6
受 診 率 (%)		62.383	63.448	63.358	65.518	66.562
1件当たり日数		4.2	4.3	4.3	4.3	4.4
1件当たり費用額(円)		13,821	16,503	18,382	19,634	21,134
1人当たり費用額(円)		8,621.9	10,470.9	11,645.4	12,860.4	14,067.5
1人当たり受診日数		2.6	2.6	2.7	2.8	2.9
1日当たり費用額(円)		3,259	3,907	4,252	4,535	4,859
1世帯当たり費用額(円)		23,364.4	27,337.9	30,842.2	33,357.5	35,938.5
出 生 率 (‰)		11.9	11.3	11.0	11.2	10.6
死 亡 率 (‰)		7.3	7.6	8.0	8.4	8.6

(5) 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 637

加入状況 97.8%

事 務 費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき100円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき45円

12 国 民 年 金（昭和34年8月22日事業開始）

(1) 拠出年金被保険者状況

区分 \ 年度		52	53	54	55	56
被 保 険 者	強 制 加 入 者	75,658	76,828	77,522	77,107	76,183
	任 意 加 入 者	32,615	35,099	36,233	36,499	36,294
	計	108,273	111,927	113,755	113,606	112,477
保 免 除 料 者	法 定 免 除 者	2,145	2,285	3,541	3,705	3,733
	申 請 免 除 者	2,192	2,609	2,902	3,635	4,171
	計	4,337	4,894	6,443	7,340	7,904
免 除 率 (%)		5.7	6.4	8.3	9.5	10.3

(2) 拠出制年金受給者及び支給年金額

区分 \ 年度	54		55		56	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 年 金	16,590	405,283,740 円	18,024	480,365,500 円	19,138	557,403,850 円
通 算 老 齢 年 金	1,778	146,017,600	2,441	225,232,200	3,166	335,111,600
障 害 年 金	588	318,109,000	619	351,235,400	660	402,154,000
母子・準母子年金	397	194,753,200	410	258,564,000	453	301,541,100
遺 児 年 金	18	6,768,700	16	6,700,800	20	9,372,200
寡 婦 年 金	135	16,339,400	142	19,483,800	151	23,330,700
計	19,506	4,734,825,300	21,652	5,664,877,700	23,588	6,645,548,100

(3) 検認実施状況

区分 \ 年度	52	53	54	55	56
検 認 対 象 月 数	1,053,265	1,085,455	1,098,393	1,092,464	1,074,448
検 認 実 施 月 数	1,006,333	1,030,779	1,042,604	1,030,003	995,796
前 納 月 数	267	248	269	264	295
検 認 率 (%)	95.6	95.0	94.9	94.3	92.7

(4) 納 付 組 合(昭57.3.31現在)

納付組合設置数 487組合
 組 合 員 数 36,148人
 組 織 率 86.2%
 手 数 料 取扱い1カ月につき46円

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分	年度		5 2		5 3		5 4		5 5		5 6	
老 齢			16,695	86.9%	15,768	85.8%	15,098	84.9%	14,037	83.3%	13,205	82.0%
障 害			2,507	130	2,597	141	2,678	151	2,805	167	2,896	180
母 子			15	0.1	9	0.1	3	0	2	0	2	0
準 母 子			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			19,217	100	18,374	100	17,779	100	16,844	100	16,103	100

(6) 福祉年金 受給状況

区分	年度	5 4			5 5			5 6		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 件 数		13,626	279	13,905	12,423	252	12,675	10,980	252	11,232
齢 金 額 (円)		3,269,844	26,614	3,296,458	3,353,724	20,944	3,374,668	3,162,240	167,679	3,329,919
障 件 数		2,564	16	2,580	2,669	17	2,686	2,752	18	2,770
害 金 額 (円)		859,560	2,440	862,000	1,000,102	2,703	1,002,805	1,094,922	3,431	1,098,353
母 件 数		3	0	3	2	0	2	2	0	2
子 金 額 (円)		960	0	960	763	0	763	808,800	0	808,800
計 件 数		16,193	295	16,488	15,094	269	15,363	13,734	270	14,004
計 金 額 (円)		4,130,364	29,054	4,159,418	4,354,589	23,647	4,378,236	5,065,962	171,110	5,237,072

13 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

年度 区分			5 5			5 6		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住 民 登 録	人 口	男	170,856	74,721	245,577	171,115	77,230	248,345
		女	183,502	79,310	262,812	183,915	82,228	266,143
		計	354,358	154,031	508,389	355,030	159,458	514,488
	世 帯 数	129,933	46,684	176,617	130,768	48,603	179,371	
外国人登録人口			1,183	—	1,183	1,174	—	1,174
戸 籍	本 籍 数		118,777	37,145	155,922	120,248	38,058	158,306
	本籍人口数		335,378	110,622	446,000	337,676	112,984	450,660

(2) 各種事務受理件数

年度 区分			5 5			5 6		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出 生		6,073	2,011	8,084	5,982	2,058	8,040
	死 亡		2,706	325	3,031	2,592	380	2,972
	婚 姻		2,887	799	3,686	2,994	876	3,870
	離 婚		699	136	835	742	177	919
	転 籍		1,513	450	1,963	1,245	443	1,688
	認 知		59	22	81	61	11	72
	養子縁組		207	52	259	313	77	390
	養子離縁		56	11	67	38	22	60
	入 籍		518	116	634	598	136	734
	分 籍		49	7	56	42	5	47
籍	そ の 他		907	231	1,138	865	215	1,080
	計		15,674	4,160	19,834	15,472	4,400	19,872
住 民 登 録	転 入		17,411	5,483	22,894	17,764	5,723	23,487
	転 出		15,928	4,979	20,907	16,058	4,905	20,963
	転 居		19,592	7,948	27,540	17,741	7,945	25,686
	そ の 他		15,725	5,463	21,188	17,394	5,537	22,931
	計		68,656	23,873	92,529	68,957	24,110	93,067
印 鑑 登 録	新 規		25,614	10,359	35,973	24,142	9,767	33,909
	廃 止		3,309	1,573	4,882	3,407	1,935	5,342
	亡 失		1,329	694	2,023	1,815	710	2,525
	計		30,252	12,626	42,878	29,364	12,412	41,776
外 登 国 人 録	新 規		283	—	283	303	—	303
	その他申請		2,007	—	2,007	1,484	—	1,484
	計		2,290	—	2,290	1,787	—	1,787

(3) 各種証明取扱件数

年度	区分	本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
55	戸 籍 関 係	86,703	6,723	93,426	25,751	1,747	27,498	112,454	8,470	120,924
	住 民 票 関 係	233,259	28,975	262,234	97,571	9,475	107,046	330,830	38,450	369,280
	印 鑑 証 明	273,618	1,831	275,449	113,091	174	113,265	386,709	2,005	388,714
	計	593,580	37,529	631,109	236,413	11,396	247,809	829,993	48,925	878,918
56	戸 籍 関 係	88,003	7,487	95,490	27,212	2,129	29,341	115,215	9,616	124,831
	住 民 票 関 係	237,765	39,004	276,769	97,621	13,432	111,053	335,386	52,436	387,822
	印 鑑 証 明	270,110	469	270,579	123,600	161	123,761	393,710	630	394,340
	計	595,878	46,960	642,838	248,433	15,722	264,155	844,311	62,682	906,993

14 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	自治会(A)	組 数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$
53	514	13,354	152,052	296
54	524	13,850	156,018	298
55	526	14,317	159,759	303
56	530	14,903	163,604	308
57	537	14,992	166,752	310

(2) 委託事務内容

広報紙（市政だより等）、回覧文書、一般文書（印刷文書）の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 40円

(4) 補 助 金

町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治会運営に資するため、次の基準により交付する

町内自治振興補助金交付基準	金 額
200世帯以下の町内	年 50,000 円
201世帯以上400世帯以下の町内	55,000
401世帯以上800世帯以下の町内	60,000
801世帯以上の町内	65,000

町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯燈数 約14,114燈（昭57.3.31現在）

補助基準 1燈につき年額 2,000円

15 住居表示整備事業実施状況

(昭57.3.31現在)

種別 区分	整備区域	面積	対象件数	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通1丁目 下通2丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	m ² 1,281,060	件 6,576	昭 40. 4. 1
2次	妙体寺町 坪井1丁目～坪井3丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町1丁目～新町4丁目	1,607,760	4,695	40.11. 1
3次	新屋敷1丁目～新屋敷3丁目 大江1丁目～大江6丁目	1,621,290	4,745	41. 7. 1
4次	新大江1丁目 新大江2丁目 大江2丁目(追加) 大江本町 白山1丁目～白山3丁目 岡田町 菅原町 九品寺1丁目～九品寺6丁目 本荘2丁目～本荘4丁目 南熊本1丁目～南熊本3丁目	1,973,800	8,838	42. 7. 1
5次	本荘5丁目 本荘6丁目 南熊本4丁目 南熊本5丁目 二本木1丁目～二本木5丁目 春日1丁目 春日2丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43.11. 1
6次	迎町1丁目 迎町2丁目 弥生町 琴平1丁目 琴平2丁目 琴平本町 南熊本5丁目(追加) 内坪井町 壺川1丁目 壺川2丁目 京町1丁目 京町2丁目 京町本丁 上熊本1丁目 上熊本2丁目 段山本町 春日3丁目～春日5丁目	2,333,000	8,147	44. 8. 1
7次	水前寺1丁目～水前寺6丁目 水前寺公園 神水1丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺1丁目(追加) 本荘1丁目	2,524,000	8,980	45.10. 1
8次	坪井4丁目～坪井6丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪1丁目～黒髪8丁目 上水前寺1丁目 上水前寺2丁目	2,843,000 (1,648,000)	10,626 (606)	47. 4. 1
9次 (前期)	国府1丁目～国府4丁目 国府本町 出水1丁目～出水8丁目 江津1丁目 江津2丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (2,221,000)	7,657 (1,105)	47.12. 1
9次 (後期)	神水本町 湖東1丁目～湖東3丁目 新生1丁目 新生2丁目 水源1丁目 水源2丁目 栄町 南町 広木町 若葉1丁目～若葉6丁目	2,666,000 (1,110,000)	8,888 (0)	48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田1丁目～池田4丁目 池亀町 花園1丁目～花園7丁目 上熊本3丁目 島崎1丁目～島崎7丁目 戸坂町	7,528,000 (6,063,000)	14,872 (93)	49.10. 1
11次	新大江3丁目 神水2丁目 尾ノ上1丁目 尾ノ上2丁目 錦ヶ丘 健軍1丁目 健軍2丁目 健軍4丁目 健軍5丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷1丁目 八景水谷2丁目	3,870,000	10,668	50.10. 1
12次	帯山1丁目～帯山5丁目 保田窪1丁目 保田窪2丁目	1,210,000	4,703	51.10. 1
13次	渡鹿1丁目～渡鹿7丁目 大江1丁目 (追加)	970,000	4,188	52.10. 1
14次	田崎1丁目～田崎3丁目 八島1丁目 八島2丁目 健軍本町 健軍3丁目 本荘5丁目(追加)	1,150,000	2,928	53.10. 1
15次	横手1丁目～横手5丁目	900,000	2,505	54.10. 1
16次	大江2丁目(追加)	80,000	653	55.10. 1
17次	帯山4丁目 帯山5丁目(追加)	175,000	719	56.10. 1

(注) () は町界町名変更のみ

16 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は295人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 謝礼金として年間15,000円を支払う
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
略帽・警笛つり・ネクタイ
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、推進大会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域に交通安全母の会の結成を図る。

結成数

5 グループ

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するもの、又は中学校第3学年在学者に就学援助金を支給するため、総額3,115万円の基金を積立てている。

オ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件 数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
52	1,094	552	156	1,021	73	0
53	1,147	505	172	1,069	78	0
54	962	730	232	914	48	0
55	903	680	223	870	33	0
56	1,029	775	254	986	43	0

相談内容件数

(昭和56年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他
相談件数	25	83	49	96	8	3	137	29	32	0	1	0	1	558	7

(2) 交通安全施設等設置状況

年 度 工 種	5 2		5 3		5 4		5 5		5 6	
	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円
歩 道	6,748m	116,572	7,879m	119,557	8,888m	154,197	1,993m	39,053	5,257m	115,195
横断歩道橋										
道路照明			14基	1,909	10基	1,480	14基	2,445	13基	2,178
防護柵	6,953m	53,107	6,919m	47,915	5,311m	44,216	4,539m	43,688	3,535m	39,319
交差点改良	1カ所	648	1カ所	1,680	4カ所	12,532	11カ所	5,884	4カ所	2,136
視巨改良										
区画線	47,343m	10,999	21,388m	6,513	19,133m	7,784	12,752m	7,832	27,076m	8,889
道路標識										
道路反射鏡	210基	5,525	218基	6,225	225基	6,633	293基	6,752	326基	6,308
視線誘導標	1,613本	1,000					271本	380	670本	790
自転車道	737m	9,478	1,327m	56,865			906m	22,324	898m	31,940
自転車歩行者道							2,564m	81,480		
その他		6,488		4,353		6,040		3,832		16,855
計	—	203,817	—	245,017	—	232,882	—	213,670	—	223,610

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年 度	区 分	加 入 者 (人)	会 費 収 入 (円)
5 2		128,800	59,414,040
5 3		139,448	64,327,640
5 4		154,129	71,183,060
5 5		155,963	72,071,620
5 6		159,282	73,764,500

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

イ 会 費

(昭57.4.1改正)

共 済 期 限	共 済 会 費
4月1日から翌年3月31日まで	500円
7月1日から翌年3月31日まで	420円
10月1日から翌年3月31日まで	340円
1月1日から 3月31日まで	260円

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)
 小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

死亡見舞金 1,200千円

傷害見舞金 基礎額10,000円と治療実日数1日につき700円を加算する
(126,000円を限度とする)

弔慰見舞金 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、5,000円(市負担)を支払う

給付状況

(昭和56年度)

区 分	件 数	給 付 金 額
死 亡	11 件	10,500,000 円
傷 害	1,200	446,290,000
合 計	1,211	551,290,000

(4) 市内交通事故の推移

区 分 年	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
52	3,075 件	100	23 人	100	3,855 人	100
53	3,069	99	20	87	3,785	98
54	2,888	94	17	74	3,460	90
55	2,698	88	22	96	3,252	84
56	2,953	96	22	96	3,495	91

17 市営駐車場

名 称	熊本市役所駐車場				市 営 花 畑 駐 車 場									
所 在 地	熊本市下通1丁目1番8号				熊本市花畑町4番18号									
開 設 年 月	昭和55年4月				昭和47年1月									
総 面 積	8,054㎡				2,568㎡									
収 容 台 数	353台 { 2階 48台 5階 62台 3階 62 6階 57 4階 62 屋階 62 }				82台 { 地下 41台 地上 41 }									
駐 車 料 金	区 分		駐 車 料 金		車 両 区 分			普通自動車、 小型自動車、 及び軽自動車						
	料 金 区 分				普通料金									
	基本料金		1時間以内		300 円									
	超過料金		1時間を超える 場合は30 分ますごとに		50 円									
	特別料金				400 円									
					○超過料金については、駐車時間に30分未満の端数がある ときは、その端数は30分として計算する。 ○特別料金は、午後11時から翌日の午前8時までの間に在 庫する車両について適用する									
営 業 概 要 (昭和56年度)	台 数 307,890 台 収 入 53,737,850 円				区分 車両 一 般 車 公用車関係 合 計 台 数 (台) 116,909 227 117,136 収 入 (円) 58,669,675 476,700 59,146,375 市庁舎移転ならびに庁舎分散に伴い、公用車、議会関係 車、広報関係車、出先機関の専用駐車場として使用した									
名 称	市 営 熊 本 城 二 の 丸 駐 車 場				熊 本 市 産 業 文 化 会 館 駐 車 場									
所 在 地	熊本市二の丸2番3号				熊本市花畑町7番10号									
開 設 年 月	昭和49年7月				昭和56年3月									
総 面 積	25,639㎡				428㎡									
収 容 台 数	260台				31台									
駐 車 料 金	車 両 区 分		料 金 区 分	バ ス	普通自動車	自動二輪車	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間ごとに150円 ○午前8時から午後6時までの駐車で規則で定める用務先確 認印がある場合については、第1号の規定にかかわらず、 駐車を開始した時から1時間以内は無料とする。 ○駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖 時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに 150円を別に徴収する							
	基本料金								2時間以下	500 円	200 円	100 円		
	超過料金								2時間を超 える場合は 1時間ます ごとに	200	100	50		
営 業 概 要 (昭和56年度)	区分 車両		バ ス	普通自動車	自動二輪車	合 計			台 数 16,362 台 収 入 7,975,220 円					
	台 数 (台)										26395	134998	210	161603
	収 入 (円)										12714500	32723300	21750	45459550